

告発事件一覧

件名	告発年月日	起訴年月日	判決年月日	判決内容	事件の概要	関係法条	備考
農林連絡協議会ほか21名(役員)	S24.4.28	S25.6.16 (農林連絡協議会ほか2名を起訴)	東京高裁 S26.2.27	罰金 各1万円	閉鎖機関に指定され清算中であつたところ、購買及び販売の営業に従事する等禁止規定を免れる行為をした。	事業者団体法 第5条第1項第13、第14号、第2項、第14条第1項第1号、第3項	協議会委員長、常任委員はS26.3.11上告したが、前者は死亡したため、S35.3.15控訴棄却、後者はS36.12.5上告棄却
大川(合)ほか1名(役員)	S24.5.21	S25.11.25	東京高裁 S27.5.12	免訴(講和条約による大赦のため)	解散及び清算計画書、株式の処分に関する計画書を期限までに提出しなかった。	独占禁止法 第105条、第107条、第108条、第109条、第111条、第112条	
山一証券(株)	S24.11.28	S26.12.28 (不起訴)			許可を受けないで営業を譲り受けた。	独占禁止法 第16条、第91条の2第6項	
(株)三愛土地ほか1名(役員)	S45.4.3	S45.5.26	東京高裁 S46.1.29	被告会社に20万円の罰金、被告人に懲役1年(執行猶予3年)、罰金10万円	審決に違反して不当表示を行った。	独占禁止法 第90条第3号、第95条第1項、景品表示法 第4条第1号、第2号	
出光興産(株)ほか26名(法人及び15役員)	S49.2.15	S49.5.28	東京高裁 S55.9.26 最高裁 S59.2.24	被告会社に150万円から250万円の罰金、被告人に4月から10月の懲役(執行猶予つき) 太陽石油(株)、九州石油(株)及び太陽石油(株)取締役に関する部分を破棄無罪、その他の被告会社及び被告人につき上告棄却	出光興産(株)ほか11名の石油元売会社は、石油製品の販売価格を、昭和48年1月、2月、8月、10月及び11月に引き上げることを共同して決定し実施した。	独占禁止法 第3条後段、第89条第1項第1号、第95条第1項	日本石油(株)及び同社常務は確定 昭和石油(株)常務は死亡したためS55.11.19公訴棄却 丸善石油(株)専務はS57.10.21及び三菱石油(株)取締役はS57.5.27それぞれ死亡につき公訴棄却

件名	告発年月日	起訴年月日	判決年月日	判決内容	事件の概要	関係法条	備考
石油連盟 ほか4名 (4役員)	S49.2.15	S49.5.28 (石油連盟 ほか2名を 起訴、残り 2名を不起 訴)	東京高裁 S55.9.26	被告人に違 法の認識が なかったと して無罪	石油連盟は昭和47年度下期及 び昭和48年度上期の会員の原 油処理量を決定し実施した。	独占禁止法 第8条第1項 第1号、第 89条第1項 第2号、第 95条第2項	
三井東圧 化学(株)ほ か22名(8 社、役員 15名)	H3.11.6 (H3.12.19 追加告発)	H3.12.20	東京高裁 H5.5.21	被告会社に 600万円から 800万円の罰 金、被告人 に懲役6月か ら1年(執行 猶予2年)	三井東圧化学(株)ほか7社は、 塩化ビニル製業務用ストレッ チフィルムの販売価格を平成 2年9月及び同年11月出荷分か ら引き上げること等を共同し て決定し実施した。	独占禁止法 第3条後 段、第89条 第1項第1 号、第95条 第1項	
トッパ ン・ムー ア(株)ほか3 名	H5.2.24	H5.3.31	東京高裁 H5.12.14	被告会社に 400万円の罰 金	トッパン・ムーア(株)ほか3社 は、社会保険庁が発注する支 払通知書等貼付用シールの受 注予定者及び受注予定価格を 決定し実施していた。	独占禁止法 第3条後 段、第89条 第1項第1 号、第95条 第1項	
(株)日立製 作所ほか 26名(9社 及び受注 業務に従 事してい た者17名 並びに発 注業務に 従事して いた者1 名)	H7.3.6 (H7.6.7 追加告発)	H7.6.15	東京高裁 H8.5.31	被告会社に 4000万円か ら6000万円 の罰金、被 告会社の受 注業務に従 事していた 者に懲役10 月(執行猶 予2年)日本 下水道事業 団の発注業 務に従事し ていた者に 懲役8月(執 行猶予2年)	(株)日立製作所ほか8社は、平 成5年度における日本下水道 事業団発注に係る電気設備工 事の受注予定者を決定すると ともに、受注予定者が受注で きるようあらかじめ定められ た価格で入札することを合意 し実施していた。	独占禁止法 第3条後 段、第89条 第1項第1 号、第95条 第1項、 刑法第62条 第1項	
(株)金門製 作所ほか 58名(25 社及び受 注業務に 従事して いた者34 名)	H9.2.4	H9.3.31	東京高裁 H9.12.24	被告会社に 500万円から 900万円の罰 金、被告会 社の受注業 務に従事し ていた者に 懲役6月から 9月(執行猶 予2年)	(株)金門製作所ほか24社は、平 成6年度、平成7年度及び平成 8年度の各年度における東京 都発注に係る水道メーターに ついて、受注予定者を決定す るとともに、受注予定者が受 注できるあらかじめ定め られた価格で入札することを 合意し実施していた。	独占禁止法 第3条後 段、第89条 第1項第1 号、第95条 第1項、 刑法第60条	富士水道工業(株)は H10.1.6、(株)東京量 水器工業所及び同社 管理部長兼工場長は H10.1.7それぞれ上 告したが、いずれも H12.9.25上告棄却

件名	告発年月日	起訴年月日	判決年月日	判決内容	事件の概要	関係法条	備考
(株)クボタほか12名(3社及び受注業務に従事していた者10名)	H11.2.4 (H11.3.1追加告発)	H11.3.1	東京高裁 H12.2.23	被告会社に3000万円から1億3000万円の罰金、被告会社の受注業務に従事していた者に懲役6月から10月(執行猶予2年)	(株)クボタほか2社は、平成8年度及び平成9年度の各年度に日本国内において需要のあるダクタイル鋳鉄管直管の3社のシェア配分協定に合意し実施していた。	独占禁止法第3条後段、第89条第1項第1号、第95条第1項、刑法第60条	
コスモ石油(株)ほか19名(11社、個人9名)	H11.10.13 (H11.11.9追加告発)	H11.11.9	東京高裁 H16.3.24	被告会社に300万円から8000万円の罰金、被告人に懲役6月から1年6月(執行猶予2年から3年)	コスモ石油(株)ほか10社は、防衛庁調達実施本部が平成10年度に調達する、ガソリン、軽油、灯油、重油及び航空タービン燃料の各石油製品の発注に係る6回の指名競争入札のうち前4回において、各入札前に会合を開催し、前年度の受注実績を勘案して受注予定者を決定するとともに受注予定者が受注できるような価格で入札を行う旨合意した上、同合意に従って受注予定者を決定し、もって、被告発会社が共同して、その事業活動を相互に拘束し、遂行することにより、公共の利益に反して、前記石油製品の受注に係る取引分野における競争を実質的に制限した。	独占禁止法第3条後段、第89条第1項第1号、第95条第1項、刑法第60条	3社及び4名については、それぞれH16.3.31、H16.4.2、H16.4.5に上告したが、H17.11.21上告棄却決定(H17.11.26、H17.11.29、H17.12.20確定)
愛知時計電機(株)ほか8名(4社、個人5名)	H15.7.2	H15.7.23	東京高裁 H16.3.26 (1社、個人2名) H16.4.30 (2社、個人2名) H16.5.21 (1社、個人1名)	被告会社に2000万円から3000万円の罰金、被告人に懲役1年から1年2月(執行猶予3年)	4社及びこれら4社の東京都発注に係る水道メーターの受注業務に従事していた者等5名は、同水道メーターの受注業務に従事する他の水道メーターの製造業者等14社の従業員らとともに、それぞれの所属する会社の業務に関し、東京都が一般競争入札の方法により発注する水道メーターのうち、口径13ミリ、同20ミリ及び同25ミリのものについて、受注予定者を決定するとともに、受注予定者が受注できるような価格で入札を行う旨合意した上、同合意に従って受注予定者を決定し、もって、被告発会社が共同して、その事業活動を相互に拘束し、遂行することにより、公共の利益に反して、前記水道メーターの受注に係る取引分野における競争を実質的に制限した。	独占禁止法第3条後段、第89条第1項第1号、第95条第1項 (平成14年法律第47号による改正前)	

件名	告発年月日	起訴年月日	判決年月日	判決内容	事件の概要	関係法条	備考
(株)横河ブリッジほか33名(26社、個人8名)	H17.5.23 (H17.6.15追加告発)	H17.6.15	東京高裁 H18.11.10 (23社、個人7名及び日本道路公団元理事1名) H19.9.21 (3社、個人2名)	被告会社に1億6000万円から6億4000万円の罰金、被告人に懲役1年から2年6月(執行猶予3年から4年)	26社は、平成15年度にあつては他の鋼橋上部工事業者23社とともに、平成16年度にあつては他の鋼橋上部工事業者21社とともに、国土交通省関東地方整備局、東北地方整備局及び北陸地方整備局が競争入札により発注する鋼橋上部工事について、受注予定者を決定するとともに、受注予定者が受注できるような価格等で入札を行う旨合意した上、同合意に従つて受注予定者を決定し、もつて、被告発会社が共同して、その事業活動を相互に拘束し、遂行することにより、公共の利益に反して、前記鋼橋上部工事の受注に係る取引分野における競争を実質的に制限した。	独占禁止法第3条後段、第89条第1項第1号、第95条第1項第1号、刑法第60条、第62条第1項	
(株)横河ブリッジほか12名(6社、個人4名、日本道路公団元理事1名、同副総裁1名及び同理事1名)	H17.6.29 (H17.8.1、H17.8.15追加告発)	H17.8.1 (6社、受注業務に従事していた者4名及び日本道路公団元理事1名) H17.8.15 (日本道路公団副総裁1名) H17.8.19 (日本道路公団理事1名)	東京高裁 H19.12.7 (日本道路公団理事1名) H20.7.4 (日本道路公団副総裁1名)	日本道路公団理事(当時)に懲役2年(執行猶予3年)、日本道路公団副総裁(当時)に懲役2年6月(執行猶予4年) ※併合罪	6社は、平成15年度にあつては他の鋼橋上部工事業者43社とともに、平成16年度にあつては他の鋼橋上部工事業者41社とともに、日本道路公団が競争入札により発注する鋼橋上部工事について、受注予定者を決定するとともに、受注予定者が受注できるような価格等で入札を行う旨合意した上、同合意に従つて受注予定者を決定し、もつて、被告発会社が共同して、その事業活動を相互に拘束し、遂行することにより、公共の利益に反して、前記鋼橋上部工事の受注に係る取引分野における競争を実質的に制限した。	独占禁止法第3条後段、第89条第1項第1号、第95条第1項第1号、刑法第60条、第65条第1項	日本道路公団理事(当時)1名及び日本道路公団副総裁(当時)1名は、独占禁止法違反の事実とは別に背任罪の事実も認定されている。 日本道路公団理事(当時)については、H19.12.17に上告したが、H22.7.20上告棄却決定。 日本道路公団副総裁(当時)については、H20.7.4に上告したが、H22.9.22上告棄却決定。

件名	告発年月日	起訴年月日	判決年月日	判決内容	事件の概要	関係法条	備考
(株)クボタ ほか21名 (11社、 個人11 名)	H18.5.23 (H18.6.12 追加告発)	H18.6.12	大阪地裁 H19.3.12 (1社、個 人1名) H19.3.15 (1社、個 人1名) H19.3.19 (1社、個 人1名) H19.3.22 (2社、個 人2名) H19.3.29 (3社、個 人3名) H19.4.23 (2社、個 人2名) H19.5.17 (1社、個 人1名)	被告会社に 7000万円か ら2億2000万 円の罰金、 被告人に罰 金140万円か ら170万円又 は懲役1年4 月から2年6 月(執行猶 予3年から4 年)	11社は、市町村等が競争入札により発注するし尿処理施設の新設及び更新工事について、受注予定者を決定するとともに、受注予定者が受注できるような価格等で入札を行う旨合意した上、同合意に従って受注予定者を決定し、もって、被告発会社が共同して、その事業活動を相互に拘束し、遂行することにより、公共の利益に反して、し尿処理施設の新設及び更新工事の受注に係る取引分野における競争を実質的に制限した。	独占禁止法 第3条後 段、第89条 第1項第1 号、第95条 第1項第1 号、 刑法第60条	被告会社の受注業務に従事していた者のうち1名については、独占禁止法違反の事実とは別に贈賄罪の事実も認定されている。
(株)大林組 ほか9名 (5社、個 人5名)	H19.2.28 (H19.3.20 追加告発)	H19.3.20	名古屋地裁 H19.10.15	被告会社に1 億円から2億 円の罰金、 被告人に懲 役1年6月か ら3年(執行 猶予3年から 5年)	5社は、名古屋市交通局が一般競争入札の方法により特別共同企業体に発注する地下鉄第6号線野並・徳重間延伸事業に係る土木工事について、受注予定の特別共同企業体を決定するとともに、受注予定特別共同企業体が受注できるような価格で入札を行う旨を合意した上、同合意に従って受注予定特別共同企業体を決定し、もって、被告発会社等が共同して、その事業活動を相互に拘束し、遂行することにより、公共の利益に反して、前記土木工事の受注に係る取引分野における競争を実質的に制限した。	独占禁止法 第3条後 段、第89条 第1項第1 号、第95条 第1項第1 号、 刑法第60条	被告会社の受注業務に従事していた者のうち1名については、独占禁止法違反の事実とは別に談合罪の事実も認定されている。

件名	告発年月日	起訴年月日	判決年月日	判決内容	事件の概要	関係法条	備考
(財)林業土木コンサルタンツほか10名 (4法人、個人5名、独立行政法人緑資源機構元理事1名及び同機構元課長1名)	H19.5.24 (H19.6.13追加告発)	H19.6.13	東京地裁 H19.11.1	被告会社に4000万円から9000万円の罰金、被告人に懲役6月から8月(執行猶予2年から3年)、独立行政法人緑資源機構の元役員であった者に懲役1年6月から2年(執行猶予3年から4年)	4法人は、地質調査・調査測量設計業務を営む他の事業者とともに、独立行政法人緑資源機構が平成17年度及び平成18年度において指名競争入札等の方法により発注する緑資源幹線林道事業に係る地質調査・調査測量設計業務について、独立行政法人緑資源機構の意向に従って受注予定業者を決定するとともに受注予定業者が受注できるような価格で入札を行う旨を合意した上、同合意に従って受注予定者を決定し、もって、被告発会社が共同して、その事業活動を相互に拘束し、遂行することにより、公共の利益に反して、前記地質調査・調査測量設計業務の受注に係る取引分野における競争を実質的に制限した。	独占禁止法第3条後段、第89条第1項第1号、第95条第1項第1号、刑法第60条、第65条第1項	
日鉄住金鋼板㈱ほか8名(3社、個人6名)	H20.11.11 (H20.12.8追加告発)	H20.12.8	東京地裁 H21.9.15	被告会社に1億6000万円から1億8000万円の罰金、被告人に懲役10月から1年(執行猶予3年)	3社は、不特定多数の需要者向け溶融55パーセントアルミニウム亜鉛合金めっき鋼板及び鋼帯の平成18年7月1日以降出荷分の販売価格を引き上げる旨を合意し、もって、被告発会社が共同して、その事業活動を相互に拘束し、遂行することにより、公共の利益に反して、前記めっき鋼板及び鋼帯の販売に係る取引分野における競争を実質的に制限した。	独占禁止法第3条後段、第89条第1項第1号、第95条第1項第1号、刑法第60条	

件名	告発年月日	起訴年月日	判決年月日	判決内容	事件の概要	関係法条	備考
日本精工 (株)ほか9名 (3社、個人7名)	H24. 6. 14	H24. 6. 14	東京地裁 H24. 12. 28 (1社、個人2名) H25. 2. 25 (1社、個人3名) H27. 2. 4 (1社、個人2名)	被告会社に1億8000万円から4億円の罰金、被告人に懲役1年から1年6月(執行猶予3年)	3社等は、産業機械用軸受について、平成22年7月1日以降に納入する産業機械用軸受の販売価格を、同年6月時点における被告発会社等の販売価格から、一般軸受につき8パーセントを、大型軸受につき10パーセントをそれぞれ引き上げることを販売先等に申し入れるなどして、軸受の原材料である鋼材の仕入価格の値上がり分を産業機械用軸受の販売価格に転嫁することを目途に引き上げること、並びに、具体的な販売価格引上げ交渉に当たっては、販売地区及び主要な販売先ごとに3社等の従業員らが連絡、協議しながら行うことを各合意し、もって、被告発会社等が共同して、その事業活動を相互に拘束することにより、公共の利益に反して、産業機械用軸受の販売に係る取引分野における競争を実質的に制限した。 また、2社等は、自動車用軸受について、平成22年7月1日以降に納入する自動車用軸受の販売価格を、同年6月時点における被告発会社等の販売価格から、軸受の原材料である鋼材の投入重量1キログラム当たり20円を目途に引き上げることを合意し、もって、被告発会社等が共同して、その事業活動を相互に拘束することにより、公共の利益に反して、自動車用軸受の販売に係る取引分野における競争を実質的に制限した。	独占禁止法第3条後段、第89条第1項第1号、第95条第1項第1号、刑法第60条	1社及び2名については、H27. 2. 4に控訴したが、H28. 3. 22控訴棄却判決。同日、上告したが、H29. 12. 5上告棄却決定。 (H29. 12. 12確定)

件名	告発年月日	起訴年月日	判決年月日	判決内容	事件の概要	関係法条	備考
高砂熱学工業(株)ほか15名 (8社、個人8名)	H26. 3. 4	H26. 3. 4	東京地裁 H26. 9. 30 (1社、個人1名) H26. 10. 2 (2社、個人2名) H26. 10. 3 (1社、個人1名) H26. 10. 6 (1社、個人1名) H26. 11. 12 (1社、個人1名) H26. 11. 13 (1社、個人1名) H26. 11. 14 (1社、個人1名)	被告会社に1億2000万円から1億6000万円の罰金、被告人に懲役1年2月から1年6月(執行猶予3年)	8社等は、平成23年10月以降に、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構が条件付一般競争入札の方法により発注する北陸新幹線融雪・消雪基地機械設備工事について、受注予定事業者を決定するとともに当該受注予定事業者が受注できるような価格で入札を行うことなどを合意した上、同合意に従って、前記工事についてそれぞれ受注予定事業者を決定するなどし、もって、8社等が共同して、前記工事の受注に関し、相互にその事業活動を拘束し、遂行することにより、公共の利益に反して、前記工事の受注に係る取引分野における競争を実質的に制限した。	独占禁止法第3条後段、第89条第1項第1号、第95条第1項第1号、刑法第60条	
(株)NIPPONほか20名 (10社、個人11名)	H28. 2. 29	H28. 2. 29	東京地裁 H28. 9. 7 (3社、個人3名) H28. 9. 15 (1社、個人1名) H28. 10. 6 (2社、個人3名) H28. 10. 11 (1社) H28. 10. 25 (個人1名) H28. 10. 27 (2社、個人2名) H28. 11. 1 (1社、個人1名)	被告会社に1億2000万円から1億8000万円の罰金、被告人に懲役1年2月から1年6月(執行猶予3年)	10社等は、平成23年7月以降に、東日本高速道路(株)東北支社が条件付一般競争入札の方法により発注する東日本大震災に係る舗装災害復旧工事について、受注予定事業者を決定すること及び当該受注予定事業者が受注できるような価格で入札を行うことなどを合意した上、同合意に従って、前記工事についてそれぞれ受注予定事業者を決定するなどし、もって、10社等が共同して、前記工事の受注に関し、相互にその事業活動を拘束し、遂行することにより、公共の利益に反して、前記工事の受注に係る取引分野における競争を実質的に制限した。	独占禁止法第3条後段、第89条第1項第1号、第95条第1項第1号、刑法第60条	

件名	告発年月日	起訴年月日	判決年月日	判決内容	事件の概要	関係法条	備考
大成建設 （株）ほか5名 （4社、個人2名）	H30. 3. 23	H30. 3. 23	東京地裁 H30. 10. 22 (2社) R3. 3. 1 (2社、個人 2名、R3. 3. 10 控訴)	被告会社に1 億8000万円 から2億5000 万円の罰 金、被告人 に懲役1年6 月（執行猶 予3年）	4社は、平成26年4月下旬から平成27年8月下旬までの間、東海旅客鉄道（株）が4社を指名して競争見積の方法により順次発注する品川駅・名古屋駅間の中央新幹線に係る地下開削工法によるターミナル駅新設工事について、受注予定事業者を決定すること及び当該受注予定事業者が受注できるような価格で見積りを行うことなどを合意した上、同合意に従って、前記工事についてそれぞれ受注予定事業者を決定するなどし、もって4社が共同して、前記工事の受注に関し、相互にその事業活動を拘束し、遂行することにより、公共の利益に反して、前記工事の受注に係る取引分野における競争を実質的に制限した。	独占禁止法 第3条後 段、第89条 第1項第1 号、第95条 第1項第1 号、 刑法第60条	2社及び2名については、R3. 3. 10に控訴したが、R5. 3. 2控訴棄却判決。R5. 3. 10に1社1名及びR5. 3. 14に1社1名が上告。
アルフレッサ（株）ほか9名 （3社、個人7名）	R2. 12. 9	R2. 12. 9	東京地裁 R3. 6. 30 (3社、個人 7名)	被告会社に2 億5000万円 の罰金、被 告人に懲役1 年6月から2 年（執行猶 予3年）	3社等は、平成28年及び平成30年それぞれにおいて、独立行政法人地域医療機能推進機構が一般競争入札を実施した同機構が運営する57病院における医薬品購入契約について、3社等それぞれの受注予定比率を設定し、同比率に合うように受注予定事業者を決定するとともに当該受注予定事業者が受注できるような価格で入札を行うことなどを合意した上、同合意に従って、前記契約について受注予定事業者を決定するなどし、もって3社等が共同して、前記契約の受注に関し、相互にその事業活動を拘束し、遂行することにより、公共の利益に反して、前記契約の受注に係る取引分野における競争を実質的に制限した。	独占禁止法 第3条後 段、第89条 第1項第1 号、第95条 第1項第1 号、 刑法第60条	

件名	告発年月日	起訴年月日	判決年月日	判決内容	事件の概要	関係法条	備考
(株)電通グループほか12名 (6社、個人6名、公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会元次長1名)	R5. 2. 28	R5. 2. 28			6社等は、平成30年2月頃から同年7月頃までの間、公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会が順次発注する東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会に関して競技・会場ごとに実施される各テストイベント計画立案等業務委託契約並びに同契約の受注者との間で締結されることとされていた各テストイベント実施等業務委託契約及び各本大会運営等業務委託契約について、6社等の受注希望等を考慮して受注予定事業者を決定するとともに基本的に当該受注予定事業者のみが入札を行うことなどを合意した上、同合意に従って前記契約についてそれぞれ受注予定事業者を決定するなどし、もって6社等が共同して、前記契約の受注に関し、相互にその事業活動を拘束し、遂行することにより、公共の利益に反して、前記契約の受注に係る取引分野における競争を実質的に制限した。	独占禁止法第3条後段、第89条第1項第1号、第95条第1項第1号、刑法第60条	